

	英国(イングランド)	フランス	ドイツ
国 (連邦)	<p>国家計画政策方針(National Planning Policy Framework) ・基礎自治体向けの開発計画の審査業務に関する簡潔なガイダンス</p>	<p>〈国土整備体系〉 総合サービス計画(SSC) ・教育、輸送、自然農村等の分野別方針</p> <p>〈都市計画体系〉 地域整備指針(DTADD) ・都市計画、住宅、農地等の目標及び方針</p>	<p>広域計画の基本理念 広域計画の原則 ・下位機関が遵守すべき一般的な規範</p>
州	<p>【整合】</p>	<p>州整備開発計画(SRADDT) ・SSCに基づく州の中期的基本方針</p>	<p>州発展計画(LEP) ・州全域を対象に策定する包括的上位計画 ・農村地域等の土地利用区分、中心地指定等</p>
自治体連合		<p>地域総合計画(SCOT) ・複数のコミューン等が策定するマスターplan ・整備見通しや農村地域等の土地利用区分等</p>	<p>地域計画(RROP) ・州やゲマインデ連合が策定 ・特定の地域について州発展計画を具体化 ・州による認可が必要</p>
基礎自治体等	<p>開発計画(Development Plan) (地域開発計画、近隣地区開発計画) ・区域全域を対象としたマスターplan ・グリーンベルトの指定、農地転用方針等を規定 ・計画許可に対する厳密な拘束性なし ・ゾーニング規制なし</p> <p>開発許可(計画許可制) ・許可主体はディストリクト等の議会であり、大きな裁量権を有する ・申請者は審査結果に対し、国に不服申立ができる</p>	<p>地域都市計画(PLU) ・区域全域を対象とした詳細計画 ・用途地域指定、建築基準決定、農地指定等 ・私人に対して法的拘束力を有する ・近年、広域連合体策定(PLUI)へ移行義務付け</p> <p>市町村図(コミューン図) ・PLUの簡易版、開発可能な範囲を指定 ・私人に対して法的拘束力を有する</p>	<p>土地利用計画(Fプラン) ・区域全域を対象としたマスターplan ・農地等の土地利用区分、都市施設の配置等 ・地域計画策定主体による認可が必要</p> <p>地区詳細計画(Bプラン) ・Fプランに基づく地区レベルの詳細計画 ・建築許容限度(建ぺい率、容積率)等を規定 ・私人に対して法的拘束力を有する</p>
		<p>開発許可</p> <p>・許可主体は、コミューン等(ただし、PLU又はコミューン図の策定自治体のみ) ・非策定自治体では、国(地方長官)が許可主体 ・原則としてPLU等指定地、既存市街地のみ許可</p>	<p>開発許可</p> <p>・許可主体は州下級機関 ・原則としてBプラン策定地、既存市街地のみ許可</p>

## ＜参考＞諸外国の地方自治体

	英国(イングランド)	フランス	ドイツ
州	リージョン(9)	レジオン(22)	ラント(16)
広域 自治体	カウンティ(27)	デパルトマン(96)	クライス等(412)
基礎 自治体	ディストリクト(201) ユニタリー(56)	コミューン(36,700) 広域連合体(コミューン共同体等)(2,576))	ゲマインデ等(11,993)

※ 英国(イングランド)及びフランスについては、地方分権改革有識者会議海外調査(概要)等を基に、内閣府作成  
 ドイツについては、財団法人国土技術研究センター「海外制度の運用実態調査」等を基に、内閣府作成

# 土地利用制度の概要（1）

平成26年5月2日  
第4回農地・農村部会配布資料4  
地方分権改革有識者会議海外調査（抜粋）

	英國	フランス
自治体	カウンティ(27)、ディストリクト(201) (カウンティとディストリクトの統合したユニタリー(56))	州(22)、県(96)、コミューン(36,700) 広域連合体(コミューン共同体など(2,576))
根拠法	<b>都市農村計画法(1947)</b> ※都市、農村部の一元的な空間計画の枠組み	<b>都市計画法典(都市計画法体系化1943)</b> ※農地を含む土地利用計画、開発規制等
土地利用に関する指針・計画	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国家計画政策方針 (National Planning Policy Framework)</li> </ul> <p>【地方自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域開発計画(Local Plan)</li> <li>○近隣地区開発計画 (Neighbourhood development plan)</li> </ul> <p>⇒都市、農村部を含む空間計画 ⇒開発許可の判断基準の役割</p> <p>※近隣地区計画は、2011年地域主義法により導入、策定は任意、法定の義務づけはない。 (同法ではより広域なエリアであるリージョン単位の開発方針を廃止)</p>	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合サービス計画(SSC)</li> </ul> <p>【州】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○州整備開発計画(SRADT)</li> </ul> <p>【地方自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域総合計画(SCOT)</li> </ul> <p>※複数のコミューン等により策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域都市計画プラン(PLU)</li> </ul> <p>※コミューンにより策定</p> <p>⇒PLUにより開発可能な地域を指定可能</p>

## 土地利用制度の概要（2）

	英國	フランス
開発規制の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○開発計画(地域開発計画、近隣地区開発計画)が開発規制の基準</li><li>○農地:6段階の格付けシステム ⇒原則、良質な農地は保護。ただし、代替地がない場合等に開発が認められるケースあり。</li><li>○グリーンベルトは原則として開発行為不可。</li><li>○大部分の開発で許可申請が必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○原則、既成市街地以外での開発は認められないが、地域都市計画プラン(PLU)で範囲を指定することで開発可能。 ※PLUよりも簡易な『コミューン図』で開発可能な範囲を指定する方法も可</li><li>○ほとんどの開発で許可申請が必要</li></ul>
開発許可の権限	<b>地方自治体(ディストリクト等)</b> ※地方自治体が不許可とした場合、不服申立てが可能。(この場合は国が関与)この他、地方自治体の判断に国が介入する仕組み(Call-in制度)あり。年数件～10数件程度。	<b>地方自治体(コミューン等)</b> ※ただし、PLUあるいはコミューン図がない地方自治体では国(地方長官)が権限を保持。 ※PLU策定段階で国への協議が必要。国の意見には従う義務あり。